

令和 2 年 監 査 公 表 第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した財政援助団体監査（社会福祉法人大野城市社会福祉協議会）の結果を同条第 9 項の規定により公表する。

令和 2 年 3 月 30 日

大野城市監査委員 堀 政 寛

大野城市監査委員 岡 部 和 子

1. 監査の概要

(1) 監査の対象

社会福祉法人 大野城市社会福祉協議会

(2) 監査の範囲

平成 30 年度決算及び令和元年 11 月末日における財政援助にかかる補助事業について

(3) 監査の期間

令和元年 12 月 16 日から令和 2 年 3 月 27 日まで

令和 2 年 1 月 7 日 財政援助団体監査に関する協議

令和 2 年 2 月 12 日 同 上

令和 2 年 2 月 13 日 本監査

令和 2 年 3 月 19 日 講評に関する協議

令和 2 年 3 月 27 日 講評

(4) 監査の方法

監査の実施にあたっては、平成 30 年度の決算状況及び令和元年 11 月末日における令和元年度予算執行状況の資料提出を求め、計数の照合確認を行うとともに、対象の事務事業が当初の目的に沿い、適時適正に運営されているかどうかを主眼として実施した。

【調査事項】

- ① 社会福祉法人大野城市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）の概要及び分掌する事務・職員配置状況について
- ② 市助成（補助）金について
助成金の一部改正の経緯と内容（考え方）について
（個別調査事項）
 - 【平成 30 年度大野城市社会福祉協議会助成金実績報告の内訳表】
 - ・市への返還金について（返還となった要因等）
- ③ 平成 30 年度決算報告書について
（個別調査事項）
 - 【決算報告書】

- ・資金収支計算書（総合相談事業）

- 事務費支出

- 図書費支出

- ・資金収支計算書（総合福祉センター）

- 事務費支出

- 業務委託費支出

- 管理業務委託料

- 管理業務委託料（年末年始）

- ・資金収支計算書（ボランティアセンター）

- 事務費支出

- 図書費支出（個別調査事項）

④ 令和元年度収入・支出予算の執行状況について

（個別調査事項）

○【令和元年度予算収支執行状況表】

- ・予算経理状況報告書

- 施設整備等活動支出

- その他の施設整備等による支出（総合福祉センター改修費）

- うち最も支出額が高額な改修費

2. 監査の結果

全体として、社会福祉協議会における財務その他の事務の執行及び事務事業の実施状況、成果等について、概ね適正であると認められた。

なお、各調査事項についての意見は、次のとおりである。

① 社会福祉協議会の概要及び分掌する事務・職員配置状況について

社会福祉協議会では、地域福祉の推進を目的とする多種多様な事業を実施するため、効率的な事務組織によりその運営にあたられていることが認められた。

② 市助成（補助）金について

市助成（補助）金に関する社会福祉協議会及び大野城市（福祉課）の関係書類を調査した結果、概ね適正に処理されていると認められた。

ただし、一連の文書事務について、未整備のものや名称が統一されていないものが散見されたので、留意をお願いする。

③ 平成 30 年度決算報告書について

平成 30 年度の決算に係る財務諸表については、社会福祉法人会計基準等に準拠し適正に作成され、個別調査事項の事務処理についても概ね適正であると認められた。

④ 令和元年度収入・支出予算の執行状況について

令和元年度の事業計画に基づき、各種事業の取り組みが堅実に実施されていることが認められた。

また、個別調査事項の事務処理については、概ね適正であると認められた。

3. 結び

社会福祉協議会においては、長年にわたる実践で培われてきた専門的知識や経験を計画の推進に遺憾なく発揮して頂くとともに、すべての市民が一人の人間として尊重され、安心して暮らすことができるような地域福祉の実現に今後とも尽力されることを期待し、講評とする。